判例と実務シリーズ: No.371

商標権侵害の警告行為が不法行為を構成 しないとされた事例

大阪地裁 平成20年6月10日判決 平成20年(ワ)第2149号 商標権に基づく差止請求権不存在確認等請求事件

齊 藤 整*

抄録 インクカートリッジのリサイクル事業を行う原告が、「人と地球に貢献します。」という文字を含む標章を付したリサイクルボックスを使用して使用済みインクカートリッジの回収・再生を行い、同標章を用いてリサイクルを呼びかける一面広告を全国紙へ掲載した。これに対し、登録商標「人と地球 HITO TO CHIKYU」等を保有する被告が、原告の行為は当該被告商標権を侵害する旨の警告を原告に対して数度にわたり行ったため、原告が、被告商標権に基づく差止請求権の不存在確認を求めるとともに、被告の度重なる警告が不法行為を構成するとして、弁護士費用相当の損害賠償を求めた事案である。

本稿では、本判決で明示されなかった商品類否の考え方について実務的注釈を加え、不当訴訟性について争われた過去の知財判決を整理し、本件と同様の事例に遭遇した場合の対処方法を探ることとする。

目 次

- 1. 事案の概要
- 1.1 原告標章と原告の行為
- 1. 2 被告商標
- 1.3 被告の警告と原告の回答等
- 2. 当事者の主張
- 3. 裁判所の判断
 - 3. 1 差止請求権不存在確認請求
 - 3.2 不法行為に基づく損害賠償請求
- 4. 考察
 - 4.1 原告行為の権利侵害性
 - 4.2 被告警告の不法行為該当性
 - 4.3 権利侵害の警告に対する措置
- 5. 参 考
 - 5. 1 その他の不当訴訟形態
 - 5. 2 相手方取引先への権利侵害の告知

1. 事案の概要

1. 1 原告標章と原告の行為

原告(株式会社エコリカ)は、図1に示す標章 (以下「原告標章」という。)を、図2に示す使用済みプリンター用インクカートリッジの回収用リサイクルボックス(図2:原告ウェブサイトより転載¹⁾)と、当該インクカートリッジの再生を一般消費者に呼びかける新聞紙上での一面広告(図3:以下「本件一面広告」という。)に使用している。

なお,原告・被告双方の主張には含まれていないものの,原告は,本件提訴前に原告標章と 実質同一の以下の商標(以下「原告登録商標」

^{*} 弁理士 Sei SAITO

図1 原告標章



図2 原告リサイクルボックス



図 3 本件一面広告

という。) について商標登録出願を行い、判決日前に登録が認められている。

商標登録第5134172号

・商標:人と地球に貢献します。



· 出願日: 平成17年5月24日 · 登録日: 平成20年5月9日

·指定商品/指定役務:

第2類「印刷インキ(「謄写版用インキ」を除く。), 印刷用トナーカートリッジ, コピー機用トナーカートリッジ, ファクシミリ用トナーカートリッジ, プリンター用トナーカートリッジ. プリンター用インクカートリッジ

第11類「電球類及び照明用器具,家庭用電熱 用品類 |

第37類「事務用機械器具の修理又は保守,電子応用機械器具の修理又は保守,電気通信機械器具の修理又は保守,照明用器具の修理又は保守,印刷用又は製本用の機械器具の修理又は保守」

第40類「使用済みプリンター用インクカートリッジ(廃棄物)又は印刷用・コピー機用・ファクシミリ用・プリンター用トナーカートリッジ(廃棄物)の再生、その他の廃棄物の再生、廃棄物の収集・分別及び処分、リサイクル品又は中古品の収集・分別・処分・再資源化処理又はこれらの取次ぎ、リサイクル品又は中古品の収集・分別・処分又は再資源化処理に関する情報の提供・技術指導又は助言、印刷、印刷用機械器具の貸与

1. 2 被告商標

被告(有限会社人と地球社)は、以下の商標権(以下併せて「被告商標権」といい、その登録商標を「被告商標」という。また、被告商標を格別に指称するときは、それぞれ「被告商標(A)」「被告商標(B)」という。)を有している。

(A) 商標登録第4730609号

· 商標 (標準文字):

人と地球 HITO TO CHIKYU

出願日:平成13年10月2日登録日:平成15年12月5日

· 指定商品:

第16類「印刷物(書籍を除く)」

- (B) 商標登録第4520130号
- · 商標:

人と地球(SP)HITO(SP)TO(SP)CHIKYU

· 出願日: 平成12年12月5日 · 登録日: 平成13年11月9日

· 指定商品:

第16類「雑誌、書籍、絵はがき、カレンダー」

1. 3 被告の警告と原告の回答等

被告が原告に対して最初の警告を行った平成 17年5月2日から、原告が被告に対して最後の 回答を行った平成19年9月4日まで、被告と原 告との間で以下の書簡が交わされている(文末 表1参照)。

(1) 被告は,平成17年5月2日,「当社(被 告)は、貴社(原告)が当社商標を侵害するこ とのないように求めます」と記載したファック ス文書を原告に送信し,次いで,同年11月23日, 再度,「当社(被告)は,2005年5月2日に, エコリカ株式会社へ貴社 (原告) が当社の商標 権を侵害することのないように伝達しました。 本日、ミドリ店にて、『人と地球』の文字を含 むインクカートリッジ等の貴社リサイクルBO Xを見ました。『当社への商標権侵害』とは、 当社が商標を使用するに妨害になる行為を含 み, また, 当社が粗悪品のリサイクル商品を販 売している業者と提携があるかのような誤解を 生じせしめる表示であります。当社は貴社の不 法行為意思があるものと考えており, 貴社の 『人と地球』なる文字を使用した印刷物等によ っては、トラブルが起こるものと考えており、 懸念しており」と記載したファックス文書を原 告に送信した。

- (2) 原告は、被告に対し、平成17年11月30日到達の「警告書」と題する内容証明郵便により、原告標章は被告商標とは類似せず、指定商品も異なることから、原告標章の使用は被告商標権を侵害していないから、被告の商標権侵害の主張は、明確な法的根拠がないにもかかわらずされているもので、これ自体不法行為による損害賠償等の法的責任が生ずるものであって、今後このような違法な侵害警告や信用毀損行為等をしないよう警告する旨を回答した。これに対し、被告は、以下のとおりファックス文書を送信し続けた。
- (ア) 平成17年11月30日付けファックス文書 上記ファックス文書には,「内容を検討しま したが, 貴社 (原告) は当社 (被告) がFAX にて言及していない内容にまで踏み込んでお り,…まったく当を得ていない内容であると当 社は考えており」,被告が上記ファックス文書 で「伝達したことは当然のことでありますので, 当社としては一切,貴社への不法行為責任が成 立するとは考えていません。なお,当社は貴社 により,当社商標が使用できなくなった場合に は,貴社の当社への不法行為によるものである とみなします。」旨が記載されている。
- (イ) 平成17年12月6日付けファックス文書 上記(ア)のファックス文書を受けて、原告 訴訟代理人は、原告代理人名義の「警告書」と 題する平成17年12月6日付け書面に、被告の主 張は「法的根拠を欠く抽象的な主張の繰り返し」 であり、「それ自体、当社(原告)の営業妨害 に該当しますので、その旨警告します。」と記 載し、これを被告に送付したところ、被告がそ の返信として送信した上記ファックス文書に は、「貴社(原告)代理人の主張が当を得てい るかどうかは裁判所が判断することであると思 います。」「当社(被告)は貴社代理人が当社に 対して、同文書の内容を伝達してくること自体 が当社への不法行為ではないのか、と考えてお

り、公正なる裁判所の判断をあおぐ必要があります | と記載されている。

(ウ) 平成17年12月23日付けファックス文書 上記(イ)のファックス文書に対し、原告訴 訟代理人は、「貴社(被告)からは、未だに当 社(原告)の行為が商標権侵害に該当すること について具体的な根拠を明示していただいてい ませんので、これを明示されるか、商標権侵害 の主張を撤回されるか、回答されるよう催告し ます。」を記載した「通知書」と題する平成17 年12月13日付け書面を被告に送付したところ、 被告は、上記(イ)のファックス文書で伝達し た旨の見解を有している旨記載したファックス 文書を送付した。

(エ) 平成18年12月6日付けファックス文書 その後しばらく原告・被告間の連絡は途絶え たが、上記(ウ)のやり取りから約1年を経過 した上記ファックス文書で、被告は、「当社 (被告)は貴社(原告)に対して、2005年12月 6日にも、当社商標を侵害しないように求める 連絡をしました。当社商標の一般化をさせる方 法で、当社商標を使用できなくすることは当社 への詐害行為です。」と記載して、原告に送信 した。

(オ) 平成19年9月4日付けファックス文書 さらに、上記(エ)のファックス文書の送信をした後約9か月を経過した上記ファックス文書で、被告は、「2007年9月3日朝日新聞掲載の御社(原告)広告(本件一面広告)を見ました。人と地球なる文字を含む同広告に、A社のような広告を打つことによる当社(被告)商標と混同を生じる可能性のあるA社みたいな広告の文言中の人と地球を除去するか、出所の混同を生じた場合によるトラブルの除去をするための行為をすることによる当社のトラブルの経費をA社みたいに御社に請求することになるので、6ヶ月以内に当社へ自分のための商標であることを示し、出所の混同を除去するための商

標を検討の上,修正してください」と記載して, 原告に送信した。

これに対し、原告は、原告訴訟代理人名義の 平成19年10月2日到達の内容証明郵便で、被告 に対し、同月15日までに代理人事務所宛に、今 後同様の警告をしない旨を文書で回答するよう 催告し、上記期限までに回答をしないか、これ までと同様の対応を継続する場合には、被告の 主張に根拠がないことの確認と損害賠償を求め て訴訟提起に及ばざるを得ない旨を記載して、 被告に送付した。

これに対する被告の回答はなかった。

2. 当事者の主張

原告は、原告標章を付した本件リサイクルボックスを使用した使用済みプリンター用インクカートリッジの再生及び当該再生を呼びかける本件一面広告につき、被告が、被告商標権に基づく差止請求権を有しないことの確認を求めるとともに、被告の原告に対する度重なる警告文書の送付により訴訟提起を余儀なくされ、このような被告の行為は不法行為を構成するとして、原告の弁護士費用相当額10万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

一方,被告は,原告が被告の社名である「人と地球」を含む原告標章を使用することで,被告との間に誤認が生ずる可能性があることから警告文書を送付したのであり,原告標章が被告商標権を侵害するかどうか法的なことはわからないため,裁判所に判断してもらうべき旨を主張した。

3. 裁判所の判断

3. 1 差止請求権不存在確認請求

(1) 指定商品の同一性又は類似性

被告商標(A)は第16類「印刷物(書籍を除く)」を指定商品とし、被告商標(B)は第16

類「雑誌、書籍、絵はがき、カレンダー」を指 定商品とするものである。他方,原告標章は、 本件リサイクルボックス及び本件一面広告に表 示されているものである。本件リサイクルボッ クスは、第16類「印刷物(書籍を除く)」や 「雑誌、書籍、絵はがき、カレンダー」に当た らず、これに類似する商品でもないというべき である。また、証拠及び弁論の全趣旨によれば、 本件一面広告は、リサイクルボックスを使用し た使用済みプリンター用インクカートリッジの 再生を一般消費者に呼びかけることを目的とし て新聞に掲載されたものであって、原告の特定 の商品に原告標章が付されて広告宣伝がなされ たものではない。したがって、上記いずれの使 用態様においても、原告標章が第16類「印刷物 (書籍を除く)」「雑誌、書籍、絵はがき、カレ ンダー | と同一又は類似の商品に付されたもの とはいえない。

もっとも、本件リサイクルボックスを「印刷物」又はこれに類似する商品と見得る余地が全くないわけではない。そこで、以下、原告標章と被告商標との類否についても判断する。

(2) 原告標章と被告商標の類似性

被告商標(A)は、標準文字で「人と地球HITO TO CHIKYU」と書してなるものであり、被告商標(B)は、「人と地球(SP)HITO(SP)TO(SP)CHIKYU」と書してなるものであって、いずれも「ひととちきゅう」との称呼を生じ、「人と地球」すなわち、人間と地球との共生関係というような観念を生じさせるものである。

他方、原告標章は、木の幹を模した正方形状の略四角形の右上部に木の幹から右上に伸びるように木の枝と葉を模した絵柄が描かれ、木の幹部分に横書き手書き状の白抜き文字で2行にわたり「eco」「rica」が縦に並列して記載され、その上部に「人と地球に貢献します。」

と丸ゴシック体で小さく横書きで書されている ことが認められる。原告標章の上記使用態様に よれば、被告標章の文字列を含む「人と地球に 貢献します。」なる部分は、原告標章の中でも 比較的小さく表示され, しかも, 環境保護のた めにリサイクルを推進する原告の立場を表現す る記述的表示というべきものであって、それ自 体は商品主体の識別力が高いものとはいえな い。これに対し、原告の社名でもある「есо| 「ricalと2行にわたり白抜きで比較的大 きく表示された木の幹の部分の商品主体の識別 力が相対的に高いと認められ、むしろこの部分 が原告標章の要部であると認められる。したが って、原告標章は、その要部である「えこりか」 との称呼を生じるものであり、被告商標とは、 外観, 称呼, 観念とも異なり, 被告商標と類似 するということはできない。

(3) 結論

そうすると、原告標章を上記使用態様で使用 することは、被告商標権を侵害するものではな いというべきである。したがって、被告は原告 に対し、被告商標権に基づく原告標章の上記使 用を差し止める権利を有しないことが明らかで ある。

3. 2 不法行為に基づく損害賠償請求

(1) 違法性の判断基準

権利行使の究極の形態ともいうべき訴えの提起は、裁判を受ける権利(憲法32条)の保障の見地から、原則として正当な権利行使として適法な行為とみるべきであって、提訴者が当該訴訟において主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、同人がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて提起したなど、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く場合に限り、相手方に対する違法な行為と

なるものというべきである(最高裁昭和60年 (オ)第122号,同昭和63年1月26日第三小法廷 判決・民集42巻1号1頁)。訴訟提起に至らな い段階での権利主張においても,上記趣旨は十 分尊重されなければならず,不正競争防止法2 条1項14号の不正競争行為(競争関係にある他 人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知 し,又は流布する行為)にわたるものでない限 り,上記判断基準に即してその違法性の有無を 判断すべきである(本件においては,被告が上 記不正競争行為を行ったものではなく,原告も その旨の主張はしていない。)。

(2) 被告行為の違法性の有無

被告は、被告商標に関する商標権者なのであ るから、被告商標権を侵害する者に対し、その 差止めを求める権利を有するところ、一般に、 他人が、登録商標の一部を構成要素とする標章 (結合標章)を商品又は役務に使用等する場合, それが当該登録商標と同一又は類似するもので あって、その使用等が当該登録商標に係る商標 権を侵害するものとして他人にその差止めを求 め得るか否かの判断は、上記3.1(2)で説示し たとおり登録商標の一部を主に商品主体識別機 能を果たす要部と見得るか否かなど比較的高度 な法律知識を要するものといえる。本件におけ る法的評価としては、上記3.1(2)の説示のと おり、原告標章の使用等が被告商標権を侵害し ないのであるが、原告標章は「人と地球」の文 言を含むものであって, 商標法に関する知識に 乏しい通常人がその部分だけをみれば、原告標 章が被告商標を使用するものである, すなわち 原告標章の上記態様での使用が被告商標権を侵 害するとみることも無理からぬところがあると いうべきである。また、上記権利主張(商標権 侵害警告)を受けた原告も、原告標章の使用が 被告商標権を侵害することの主張立証責任が被 告にあるとはいえ,「原告標章は被告商標とは

類似せず、指定商品も異なることから、原告標章の使用は被告商標権を侵害していない」と、結論のみに等しいとも見える回答に終始しているところ、原告は、法律専門家である弁護士を代理人として被告との交渉に当たらせていたのであるから、商標権侵害の意味を誤解している疑いが強い被告に対し、原告標章の上記態様での使用が被告商標権を侵害するものではないことの具体的な根拠を本判決が上記に説示した程度に具体的に説明しておくことも可能であったと考えられる。そして、そのような対応をとっておれば、被告の応答も異なっていた可能性があったことも否定できないというべきである。

また、被告は、原告標章の使用が被告商標権を侵害するとの主張のほかに、被告の社名も「有限会社人と地球社」というものであり、「人と地球」という文字列を含む原告標章が使用されると、原告が被告と混同されるおそれがあるとの主張もしている。これは、必ずしも法律上確たる根拠を伴う主張とはいい難いところもあるが、その趣旨自体は理解し得るものであり、それ自体権利行使に藉口した不当な営業妨害行為と評価できるものではない。

その他、原告は、被告の警告行為は執拗である旨主張するが、上記認定のとおり、被告の原告に対する警告行為は、平成17年中は4回に及んだものの、これは原告(訴訟代理人)との文書のやり取りの一環として行われたものであるし、その後はしばらく止み、同年中の最後の警告行為から1年近く経過した平成18年12月6日に1回行われ、その次は、それからさらに約9か月経過した平成19年9月に1回なされたのみである。その回数等からすれば、被告の原告に対する警告行為が社会的相当性を逸脱するような執拗さで行われたとはいえない。また、被告の上記警告の内容、態様も特に威迫的なものではなく、比較的穏当というべきものである。その他本件に顕れた一切の事情を考慮すると、被

告の上記警告行為は、権利行使に藉口した社会的相当性を逸脱する違法なものということはできず、原告にある程度の煩わしさを感じさせるものであったとしても、企業としての受忍限度の範囲内のものというべきであって、これをもって原告に対する民法709条の不法行為を構成するということはできない。

4. 考察

4.1 原告行為の権利侵害性

商標権侵害が成立するためには、権原のない 第三者が、登録商標と同一又は類似の商標を、 登録商標の指定商品等と同一又は類似の商品等 に使用することが要件とされる(商標法25条、 2条3項、37条)。

本件事案において,原告の各行為が商標権侵害を構成するものでないことは,ある程度商標実務に関わったことのある者なら比較的容易に看て取れるものであるが(それ故に原告も被告の度重なる警告行為を違法性あるものとして咎め立てたと思われるが),被告行為の不法行為性はさておき,まずはその前提となる原告行為の権利侵害性について検討を加える。

(1) 指定商品の同一性又は類似性

(a) 本件一面広告について

原告行為のうち、原告標章の本件一面広告への使用(前掲図3)についてみると、本件一面広告は「エコリカはリユース・リサイクル/Reuse!」の文字等と共に一般消費者へカートリッジ回収への協力を呼びかける内容となっており、特定の商品の販売や特定の役務の提供に直接的に結びついた広告ではないことから²⁾、原告標章が被告商標の指定商品と同一・類似の商品・役務に付されたものといえないことは本判決が判示する通りである。なお、特定の商品と結びつかない広告上の使用等であっても、原

告商標が周知であるなど特段の事情がある場合には、不正競争防止法上の不正競争に該当することも考えられるが³⁾、本件は商標権に基づく差止請求権不存在確認訴訟であり、原告商標の周知性等に係る主張もなされていないことから、かかる検討の余地はない。

(b) 本件リサイクルボックスについて

次に、原告標章の本件リサイクルボックスへの使用(前掲図2)について検討する。本判決では、「本件リサイクルボックスは、第16類『印刷物(書籍を除く)』や『雑誌、書籍、絵はがき、カレンダー』に当たらず、これに類似する商品でもない」という結論のみが示されており、その理由については特に述べるところがない。それどころか、「もっとも、本件リサイクルボックスを『印刷物』又はこれに類似する商品と見得る余地が全くないわけではない」と含みを持たせているため、本件リサイクルボックスと被告商標の商品類否をどう解釈すべきかにつき、簡単に考察を加えることとする。

まず, 商標法上の「商標」 たり得るためには, 業として商品を生産・譲渡等する者がその商品 について使用する標章であることが必要である ところ (商標法2条1項), 原告は, 本件リサ イクルボックスを業として他人の為に製造又は 譲渡している訳ではなく、あくまでも再生した プリンター用インクカートリッジの譲渡という 本来の業務に付随して、使用済みインクカート リッジを回収し、その回収に用いる箱を協力店 舗の店頭等へ設置しているに過ぎず,原告標章 を商品「リサイクルボックス」の商標として使 用している訳ではない。そのため、被告指定商 品と商品「リサイクルボックス」の類否判断は 形式的なものであり、仮に商品の類似性が認め られ,かつ,原告標章と被告商標の類似性が認 められたとしても, 直ちに原告の行為が被告商 標権の侵害を構成する訳ではない。

では、原告が業として本件リサイクルボック

スを譲渡等していると仮定した場合、本件リサ イクルボックスは具体的にどの概念に含まれる 商品なのであろうか。確かに、本件リサイクル ボックスは様々な文字や記号が「印刷されてい る物」であることから、本判決が言うところの 「商標法に関する知識に乏しい通常人」をもっ てすれば、広い意味での「印刷物」と捉えられ ないこともない(この点、「本件リサイクルボ ックスを『印刷物』又はこれに類似する商品と 見得る余地が全くないわけではない|と本判決 が判示する所以と思われる)。しかしながら、 特許庁における類似商品・役務審査基準上、第 16類の「印刷物」は、いわゆるprinted matter, 即ち定期刊行物や書籍・カタログ等を指す概念 であり4)、使用済みプリンター用インクカート リッジを回収するためのボックスは明らかに含 まれない。過去の登録例を確認する限り、「プ リンター用インクカートリッジリサイクルボッ クス」や「プリンター用インクカートリッジ回 収箱 | なる商品の登録例は見あたらないため、 類似商品の分類等を参考に検討することとなる が、リサイクル目的の廃棄物回収箱がどの商品 概念に属するかは事案によって異なっているの が実情である5)。たとえば、紙のリサイクルの ために用いられる「古紙回収箱」を例にとって みると、登録例として以下のものが挙げられる。

- ① 第16類「紙製古紙分別回収箱」(登録第 4463397号)「類似群:19A05]
- ② 第20類「古紙分別回収箱」(登録第 2712724号)「類似群:20D50]
- ③ 第20類「プラスチック製古紙分別回収箱」 (登録第3218429号) [類似群:20A01]
- ④ 第21類「オフィスから排出される書類等 の廃棄物の機密漏洩防止措置を施したゴ ミ回収箱」(登録第4886609号)[類似群: 19A05]

それぞれの商品概念を区分と類似群から読み 解くと、①は「紙製ごみ収集用袋(例示列挙の 一つ)」,②は「家具」,③は「屋外装置品(仮類似群コード)」,④は「清掃用具」,ということになる。実際には本件リサイクルボックスの材質や販売ルート,使用方法(設置場所)などを考慮し,どの区分や類似群に属する商品であるか総合的に判断されることとなり,本件リサイクルボックスが紙製かプラスチック製か,大型屋外設置タイプか小型屋内設置タイプかによって,異なるものになろう。本判決が本件リサイクルボックスと被告商標の指定商品の類否について結論のみの言及に留めたのは,この辺りに理由があるのかもしれない。

(2) 原告標章と被告商標の類似性

被告商標の指定商品との類似性が否定される 以上,原告標章と被告商標の類否を判断するまでもなく,原告による原告標章の使用行為は商標権侵害を構成しない。本判決が敢えて原告標章と被告商標の類似性について判断を加えているのは,「商標権侵害の意味を誤解している疑いが強い被告」に対して,原告がどの程度具体的な非侵害であることの根拠を示せば良かったのかを説示する為の意味合いが強いと思われる。

本判決が示した類否判断における結論および 理由付けは妥当であり、特に付言すべき点は見 あたらない。敢えて実務上の留意点を挙げると すれば、本判決では被告商標と原告標章につい て称呼の特定と対比をもって非類似の結論が導 かれているが、特に商標の類否が主要な争点と なるような事案においては、称呼の特定および 対比のみならず、外観及び観念の特定と対比に ついても十分な検討と主張を行うことが望まし い(本判決では、原告標章から生ずる観念の特 定や被告商標との外観、観念の対比などを「言 わずもがな」的に省略している)⁶⁾。

4. 2 被告警告の不法行為該当性

(1) 違法性の判断基準(最三小判S63.1.26)

裁判を受ける権利 (憲法32条) の保障と不当 な訴訟の防止の調和を図る観点から, 前記判例 (最高裁昭和60年(オ)第122号, 同昭和63年1月 26日第三小法廷判決・民集42巻1号1頁)は、 「①当該訴訟において提訴者の主張した権利又 は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くもので あるうえ、②提訴者が、そのことを知りながら 又は通常人であれば容易にそのことを知りえた といえるのにあえて訴えを提起したなど、訴え の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく 相当性を欠くと認められるとき | (①②は筆者) に限り、訴えの提起が違法な行為たり得ると判 示しているが、この理は、訴訟提起に至らない 段階での警告行為についても当てはまるという べきであり、本判決においても「訴訟提起に至 らない段階での権利主張においても、上記趣旨 は十分尊重されなければなら | ないとして引用 されている。

そこで、被告による警告行為が、上記判断基準のうち①及び②を付した要件(以下、「要件①」「要件②」という。)を満たすものであるか否か、不当訴訟性について争われた過去の裁判例(文末表2)を参考にしつつ検討する。なお、以下に示す[事案番号]は、表2において各裁判例に付された番号に対応する。

(2) 要件①について

原告標章の使用行為について被告商標権の侵害該当性が否定された以上,結果的に被告の警告行為は法律的根拠を欠くものであったといえ,要件①を満たすことになる。要件①の充足性については,請求の認否や権利の有効性という分かり易い形で示される事案が大半であり,実務上留意すべき点はそれほどない。

本件と同様に提訴者の差止請求等が認められ

なかった結果、結果的にその主張が法律的根拠を欠くとされた裁判例としては、商標権に基づく差止請求等が認められなかった[事案 8]、不正競争を根拠とする差止請求等が認められなかった[事案 7][事案14]、著作権に基づく差止請求等が認められなかった[事案12]などがある。

一方、要件①を満たすもう一つのパターンとして、差止請求等の後にその根拠となる権利が無効とされる事案が考えられる。無効審決が確定するとその権利は初めから存在しなかったものとみなされるため、警告状の送付時や訴訟提起時においても、根拠たり得る権利がそもそも存在しなかったことになるからである。かかる裁判例としては、提訴後に実用新案権が無効とされた[事案1][事案3][事案13]や、提訴後に実用新案権について無効理由が存在することが明らかとなり、差止等を求めることは権利の濫用に当たるとされた[事案11]などがある。なお、提訴者の主張が認められた場合には

なお、提訴者の主張が認められた場合には、要件①を満たさないこととなり、不当訴訟性が 否定される。[事案2] や [事案15] などがこれに当たる。

(3) 要件②について

提訴者が権利非侵害の事実を知りながらあえて訴えを提起した場合や警告を発したような場合は要件②を充足すると考えられる。要件②を満たす[事案 4][事案 6]では、敗訴の確定判決における請求と実質同一の請求に基づく訴えが「請求を基礎付ける法律関係が、事実的、法的根拠を欠くものであることを知りながら」あえて提訴されたものであるとして、不法行為と判断されている。

本件事案では、被告は非侵害の事実を知りながら警告を継続した訳ではなく、「原告主張が 当を得ているかどうかは裁判所が判断する」と の姿勢であったため、通常人であれば容易に原 告の行為が商標権侵害に該当しないことを知り えたのに敢えて警告を継続し、原告をもって不 存在確認の訴えを提起せしめたか否かが争点と なった。本判決では、当該「通常人」について、 被告商標の指定商品を取り扱う当業者等ではな く、「商標法に関する知識に乏しい通常人」と 解した点に留意すべきであろう。被告は商標法 に関する知識に乏しいため、原告の回答をもっ てしても、<u>容易に</u>商標権非侵害であることを知 りえなかった、という理屈である。

原告にしてみれば、本来、商標権侵害の主張 立証責任を負うべき商標権者たる被告が何ら具 体的な法的根拠を示さない以上, それに対する 反論も行いようがなく、「原告標章と被告商標 とは類似しない|「指定商品も異なる|という 型どおりの回答にならざるを得なかったのであ ろうが、本判決では、原告の交渉相手である被 告は「商標権侵害の意味を誤解している疑いが 強い」のであるから、そのような被告でも理解 可能な程度に非侵害であることの具体的な根拠 を説明すべきであったと説示する。たとえ被告 に代理人がついていないことを差し引いたとし ても,被告は商標法を理解した上で商標権を取 得し、かつ、他人に対して警告という形で権利 を行使しているのであるから、被告を「商標法 に関する知識に乏しい通常人 とし、それ故に 商標権非侵害であることを容易に知りえなかっ たとするのは、やや原告に酷な感も否めない。

4.3 権利侵害の警告に対する措置

では、実際に明らかに商標権非侵害と分かる 事案において警告を受けた場合、実務上、どの ように対処すべきであろうか。以下、順を追っ て考察する。

(1) 相手側主張の根拠の確認

まず,主張の根拠となる商標権の内容,すなわち,存続期間・権利者・指定商品/役務等を

確認する必要がある。これらの事項は、独立行政法人工業所有権情報・研修館がウェブサイト上で無料公開している特許電子図書館でにより確認することができるが、特許電子図書館により得られる情報は商標公報に代わるものではないため、正確を期すには、商標公報により商標の態様を確認し、商標原簿により書誌的事項を確認する必要があろう。

また、出願から登録に至るまでの経緯については、特許電子図書館の経過情報検索によって簡易的に知ることができ、拒絶理由通知書や意見書・補正書等の内容については、特許庁に対してオンライン閲覧請求を行うことにより具体的に知ることができる。

(2) 警告に対する相手側への回答

上記(1)によって確認した結果、そもそも 根拠となるべき商標権が存在しない場合や、当 方の標章等の使用行為が商標権の効力範囲に属 していないような場合には、商標権を侵害する ものではない旨を相手側に回答することとな る。なお、商標権者側が自己の権利を侵害して いることを理由に、侵害していると思しき相手 方へ警告状を送付する行為自体は、原則として 正当行為として違法性はないと解されるため8), 明らかに商標権侵害に該当しないような事案で あっても,この段階では警告自体の違法性につ いては争わず、なぜ商標権侵害に該当しないか の簡単な理由を述べるに止めることで十分と考 える。根拠なき商標権侵害の警告すべてに対し て、最初から本判決が示すような重厚な反論を 行うのは手間がかかりすぎ, 実務上, 現実的で はない。

(3) 再警告等に対する相手側への措置

上記(2) において商標権非侵害の旨を回答 したにもかかわらず、相手側の警告行為がやま ないような場合、どのような措置を執ることが 可能か。経験上,文章での回答で埒が明かない場合は,電話や面談による直接的な対話が有効な場合がある。文章だと相手に細かいニュアンスが伝わらず,警告書と回答書の応酬に発展しかねない事案も,直接話をしてみると,商標権者が何を考えて警告をしてきたのか,どのような点を不満に思っているのかなどを聞き出すことができ,意外にあっさりと解決できる事案も少なくない。時には係争当事者である相手方に直接コンタクトを行う勇気も必要である。

電話や面談によるコンタクトに成功した場合であっても、商標権者が感情的になるなど話し合える雰囲気にない場合は、代理人に相談するよう勧める場合もある。法律の専門家である代理人がついていない商標権者からすると、「相手方の代理人が言うことなんて信じられない」「こちらが素人であることをいいことに、専門用語をちりばめて言いくるめようとしている」と端から疑って掛かるのも当然である。そこで、「近くの弁理士・弁護士に相談してもらえれば、明らかに商標権非侵害の事案であることが分かります」、と助言することにより、当方の見解が偏ったものでないことを示しつつ、あわよくば(可能性は然程高くはないが)代理人に依頼してもらおうというのが狙いである。

なお、代理人にも得手不得手の分野があり、 必ずしも商標に精通している代理人に商標権者 が巡り会えるとは限らないが、少なくとも商標 権者の主張が何らかの法的根拠に基づくものな のか、単なる感傷的・思い込みからくる主張な のか、その辺りのフィルタリングが代理人側で 行われることとなるため、話し合い自体は行い 易くなるといえる。

(4) 執拗な警告等に対する相手側への措置

では、電話等による接触を拒み、代理人にも 依頼することなく、根拠なき警告を執拗に続け てくる商標権者に対してはどのように対処すべ きか。

このような思い込みの強い商標権者に対しては、いくら丁寧に商標や商品の非類似性を説いても、警告行為の停止や訴訟の回避という意味において無意味であることが多いため、完全に「無視」を決め込むことも採り得る方策の一つであるが、将来的に訴訟において商標権者側の不法行為を問うためには、訴えの提起が違法な行為たり得ると判示した最高裁判決(最高裁昭和60年(オ)第122号、同昭和63年1月26日第三小法廷判決・民集42巻1号1頁)の要件に合致するような形で回答書を送付することが望ましい。

すなわち、一見して商標権を侵害する事案ではないことが明らかな場合であっても、(a) 商標権侵害が成立するには、登録商標と同一・類似の商標を指定商品・役務と同一・類似の商品・役務について、商標として(単なる標章ではなく)使用する必要があること、(b) 一般的な商品・役務の概念と商標法上の商品・役務の概念が異なることを説明した上で、商標登録の指定商品等と当方が使用する商品等が商標法上類似するものではないこと、(c) 登録商標と当方商標の外観・称呼・観念を具体的に特定・対比し、それらを総合的に判断すると類似するものではないこと、等を述べ、それでも警告が止まない場合においては、商標権者側の不法行為性を問う余地も生じることとなる。

どの程度具体的に記載すれば良いかという点については、当該要件を満たす記載の一例として示されている本判決説示(上記3.1(1)及び(2))が参考となろう。

(5) 商標登録出願と早期審査請求

警告を受けた後に、警告の対象となった商標及び商品・役務について商標登録出願を行い、 当該商標が登録に至ったことをもって、商標権 者が保有する商標登録とは非類似であることを 示すことも,客観的な説得性があり,有効である。

ここで、「出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合」については早期審査制度の請求要件を満たすことから⁹⁰、出願と同時に早期審査請求を行う事により、早期の権利化と警告に対する迅速な対応が可能となる。

因みに、本件の原告も、被告から警告を受け た後に、原告標章と同一の商標について商標登 録出願を行っている。仮に、原告標章の使用を 開始した時点で原告標章に係る商標登録出願を 行い,被告からの警告時に同商標権を保有して いたとすれば、原告標章の使用は、特許庁におい て被告商標と非類似であると判断され登録に至 った原告登録商標の使用である旨を被告に示す ことで,本件訴訟の提起を回避できていた可能 性も否定できない。とはいえ、原告標章の図形 部分については既に商標登録がなされており10), かつ、当該図形部分に比べて「人と地球に貢献 します。 | の文字部分は十分な自他商品識別機 能を発揮するものとも言い難いことから、当該 既登録商標とは別に原告標章について商標登録 出願を行わなかった事情も容易に推測すること ができ、もっと早く出願手続きを行っていれば、 という仮定に基づく議論は、結果論に過ぎな 11

5. 参 考

5. 1 その他の不当訴訟形態

表2に掲げた知的財産権に関する訴訟以外に、最高裁昭63年1月26日における不当提訴要件を充足すると判断された事案として、請求原因としての名誉毀損該当性が否定されそのことを提訴者が容易に知り得たにもかかわらずあえて訴えを提起することが違法な行為に該当すると判断された事案(東京地裁平成17年3月30日、判例時報1896号)や、批判等を封じ込めるため

の威嚇手段として訴訟を用いるという不当な意図・目的に基づきあえて訴えを提起することが違法な行為に該当すると判断された事案(東京地裁平成13年6月29日,判例タイムズ1139号)などがある。

なお、請求理由が明らかにないにもかかわらず、資力ある団体が経済的に弱い立場にある団体や個人の主張・運動を封じ込めるために恫喝的に行う訴訟をSLAPP(Strategic Lawsuit Against Public Participation)¹¹⁾ といい、当該SLAPPに該当し得るものとして、大手企業がジャーナリスト個人に対して損害賠償請求の訴えを提起した事案(東京地判平成20年4月22日、判例時報2010号)¹²⁾ などがある。

5.2 相手方取引先への権利侵害の告知

不正競争防止法上,競争関係にある他人の営 業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は 流布する行為は不正競争に該当し(不正競争防 止法2条1項14号), 差止請求, 損害賠償請求 の対象となる (同法3条, 4条)。商標権者等 が他人に対して, 当該他人自身の行為が商標権 を侵害する旨を警告する行為は、本件事案のよ うに不法行為性が問われるような事案を除いて 一般的には正当な権利行使の一環と解されるも のの8)、競業者である他人の取引先に対して当 該他人が商標権等を侵害している旨を警告し, その後の侵害訴訟において侵害が否定された場 合や登録無効審判等において権利が無効となっ た場合には,客観的真実に反する事実の流布に よって他人の信用を毀損することとなり、不正 競争に該当する可能性がある13)。侵害・非侵害 の結論が確定していない段階における相手方取 引先への警告は、侵害者への警告以上にその必 要性を慎重に検討すべきである。

注 記

1) 原告ウェブサイトより転載。

- http://www.ecorica.jp/shop/collect_box.html
- 2) 特定の商品に直接的に結びついた広告であれば、「商品に関する広告に標章を付して頒布等する行為」(商標法2条3項8号)に該当し、当該商品についての商標の使用となり得る。
- 3) 不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の規定につき、被告(本件では原告)が被告表示(本件では原告標章)を商品や営業を表示するもの、すなわち「商品等表示」として使用することが求められるか否かについては解釈が分かれているところであるが、これを不要とする見解として、飯村敏明、実務相談不正競争防止法、p.136 (1989)有斐閣、田村善之、不正競争法概説(第 2 版)、p.69 (2003)有斐閣などがある。
- 4) 商標法施行規則別表16類(特許庁商標課編,「商品及び役務の区分」に基づく類似商品・役務審査基準[国際分類第9版対応], p.78 (2007) 発明協会)では,第16類「印刷物」に含まれる商品として,「絵はがき,楽譜,歌集,カタログ,カレンダー,雑誌,時刻表,書籍,新聞,地図,日記帳,ニューズレター,パンフレット」が例示されている。
- 5) 廃棄物回収箱の中でも、「医療廃棄物回収箱」については、単なるごみ箱の類と異なり、廃棄物からの感染防止といった特殊な機能を備えていることから、ごみ箱やごみ収集袋には属さず、医療用機械器具の範疇に属すると解されている(商標登録第2367179号ほか)。
- 6) 商標の類否の判断は、商標の有する外観、称呼及び観念のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない(特許庁商標課、商標審査基準[改訂第9版]、4条1項11号(2007)、発明協会)。一方、特許庁における類否の判断においては、外観・観念より称呼が重視されてきたきらいがあったが、近年、称呼が同一・類似しても外観や観念の顕著な差異から非類似と判断される事案が増加傾向にあり、原則通り、外観・称呼・観念の総合的な考察へとシフトしつつある(称呼同一商標非類似の例として、東京高裁H13(行ケ)144「痛快!」≠「TuKai」、知財高裁H17(行ケ)10103「BALMAIN」≠「バルマン」など)。

- 7) http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl
- 8) 自己の権利を侵害していることを理由に訴訟を 提起する行為自体は、原則として(民法上の不 法行為に該当するような場合を除き)裁判を受 ける権利の行使として正当行為として違法性は ないと考えられる(経済産業省知的財産政策室, 逐条解説 不正競争防止法 [平成18年改正版], p.94 (2007) 有斐閣)。
- 9) 出願人が、出願商標を指定商品等に使用していて、かつ、権利化について緊急性を要する出願事件は、早期審査の対象となる。ここで、「権利化について緊急性を要する出願」には、「出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合」も含まれる。詳しくは、特許庁「商標早期審査・早期審理ガイドライン」(http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/tt1208-023guide.pdf)を参照されたい。
- 10) 商標登録第4756447号。原告標章から「人と地球に貢献します。」の文字を抜いた構成からなる商標について,2類,9類,16類,40類の各区分を指定し,平成15年7月3日に出願され,平成16年3月19日に登録された。
- 11) 公衆の関心事について表現の自由を行使した者に対して起こされる戦略的訴訟をいい、米国デンバー大学のGeorge W. PringとPenelope Cananが1984年にこの主の濫訴を指す言葉として提唱。
- 12) 月刊誌に掲載された音楽チャートに関するコメントが名誉毀損にあたるとして, コメントを執筆したジャーナリストに対してオリコン社が提起した損害賠償の訴え (原審:東京地判平成20年4月22日, 判例時報2010号, 控訴審:東京高裁H20(ネ)2839, 平成21年8月6日和解) について, NGOである国境なき記者団 (RSF: Rapporteurs Sans Frontières) は, 2007年2月10日, 同訴訟がSLAPPにあたるとする勧告を行った (http://www.rsf.org/Reporters-sansfrontières-appelle,20980.html)。
- 13) バイエル事件(東京高判平成14年8月29日,判 例時報1807号)判旨参照。